

第 2 0 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 2 月 7 日

上富良野町農業委員会

第20回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成25年2月7日(金) 午前10時00分から午前10時47分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 8名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
6	井村 悦丈	7	井村 昭次	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

4 欠席委員 3名

席順	委員名
4	一色 悟
5	舘尾 雄治
8	杉本 隆一

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)
- 日程第6 議案第3号 富良野地区農業共済組合損害評価会員の推薦について

7 農業委員会事務局職員・説明員

農業委員会事務局	局長	菊池 哲雄	主査	長谷川 千晃
----------	----	-------	----	--------

8 会議の概要

開会（午前10時00分）

（着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より、第20回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
9番 岡和田 淳 委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 総会に先立ちまして、一言 お詫びとお願いをしたいと思います。
この度は 私事ではございますけれども、手術・入院という事で1カ月余り空けまして、農業委員会の公務につきましても皆様方には大変ご迷惑をおかけしたことを深くお詫びを申し上げたいと思います。さらに、この入院に際しましては、皆様方より暖かい激励の言葉と心遣いを頂いた事に対しましても、厚くお礼を申し上げたいと思います。私も六十半ばになりますけれども、入院とか手術とか初めての経験でして病院というのはこんなに大変なものかな、と実感をいたしました。それとですね、普段我々が当たり前に行っていることが、いかにありがたい事なのかな、という事をまた実感させていただきました。何も考えずに歩く事が出来るとか、ものを移すことが出来るとか、ごく当たり前のことですがそれが出来なくなった時に本当に大変な事だな、という事がこの入院により感じた事がございます。ですからここにおられる委員さんの皆さんも含めまして健康が大事、普段あまり関心がない事かもしれませんがそういった状況になった時に本当に健康と普段当たり前に行える事が出来ない時に非常に大変だな、という事が余り経験はしてほしくないですが感じて頂ければと思います。また、1月の時には総会に参加出来ず色々皆様にご迷惑をお掛け致しました。
当初の新年の挨拶も出来ませんでした。今年一年間皆様方と協力を頂きながら議員会活動をやっていきたくて思っておりますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。
そんな事で 回復・会議に当たりまして一言申し上げまして挨拶に代えさせて頂きたいと思っております。

これより、会議を進めます。

ただいまの出席委員は、10名であります。

（欠席：一色委員、舘尾委員、杉本委員 3名）

定数に達しておりますので、これより第20回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、3番 白井 一宏 君、6番 井村 悦丈 君を指名いたします。

議長 日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。

報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった 貸主 ○○○○、借主 ○○○○ ほか1件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

局長 1番の○○○○さん、○○○○さんの地目の関係ですが、先日 ○○○○さんが農業委員会事務局に見えられて、この3筆について昭和50年頃、○○○○さんがまだ会長の時代に現地目証明の交付を受けて本人は地目を直さないままずっと持っていて、公簿は山林となっていますけれども現地目証明を農業委員会で発行していますので本人がしなくて公簿が山林のままであったと、後でまた出てきますけれども斡旋かける時に、地目変更で農地として斡旋をかける手続きは進めていますけれども、実際は既に数年前に農業委員会で農地として認めている土地です。

青地代理 現状としては分かるけど本人が手続きをしていなくて、でもやっぱり売買となる時に今、急に現況のまま地目山林のままでなくてなおしてやるというのは、何か意味があるのか。 現況が畑だったら 畑の単価が付くのではないのか。

局長 畑なのですが、改善組合でやっている利用集積をとったときに現況の山林のままだと後々畑ではない所を斡旋かける訳にはいかないのでも現況が畑でも地目変更も合わせてする、こういう現地目証明が出ている所は珍しいのですけれども、それ以外でも実際には畑として利用している山林とか原野が有ればそこは地目を変更して斡旋会の中で決まった事はそうなっています。

青地代理 そこでもう一つ聞きておきたい事は、公簿で農地になっていなかったら例えば深山峠の〇〇〇〇の土地が欲しいという事になれば、それはそれで農業施設関連とか関係ない所でも受けるのか？

局 長 地目が 農地でなければ、そういうこともできます。中山間の対象とならない所で、山林で野菜を作っていてもそこが畑でも なかなか難しいかと。

議 長 という事で、報告第 1 号はよろしいですか。

「ありません」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第 1 号を終わります。

議 長 **日程第 3 「諮問第 1 号 農用地利用集積計画の作成について」**の件を議題といたします。 諮問第 1 号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第 1 号について、ご説明いたします。日の出地区農用地利用改善事業実施組合から、下記のとおり利用権の設定(所有権 2 件、賃貸借 1 件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和 5 5 年法律第 6 5 号)第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成 2 5 年 2 月 7 日提出 上富良野町長 向山 富夫。

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。 「諮問第 1 号朗読」

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第 1 号 所 2 5 番、所 2 6 番、賃 1 6 番について、提案に関する補足説明を願います。 「6 番 井村悦丈委員」

井村悦丈委員 6 番井村です。所 2 5 番、所 2 6 番、賃 1 6 番について、説明いたします。
日の出地区の改善組合会議が、1 月 2 8 日、役場会議室で開催しました。

◎ 所 2 5 番、2 6 番について説明致します。

出し手 〇〇〇〇さんは、離農のため出された農地です。

受け手の 所 2 5 番、〇〇〇〇さんは規模拡大のため取得致します。

所在地は、〇〇〇〇道路の〇〇〇〇さんの自宅の南側にある農地です。

売買価格は、10aあたり7万5千円です。

続いて所26番、〇〇〇〇さんは、賃貸借をしていた農地を取得するという事です。
所在地は、〇〇〇〇道路の南側にあります。

売買価格は、田が10aあたり13万円、畑7万円と高台の畑は1万円です。

◎ 続いて賃16番について説明致します。

出し手 〇〇〇〇さんは、賃貸の再処分で出された農地です。

受け手の 〇〇〇〇は、継続して賃貸で借ります。

所在地は、〇〇〇〇道路の〇〇〇〇さんの自宅周辺にある、日の出公園の北側斜面
です。

賃貸価格は、10aあたり2千5百円です。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「ありません」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これより、所25番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所26番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃16番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○ ほか3件について同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。
平成25年2月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。
以下、内容を朗読いたします。

議 長 議案第1号1番について、提案に関する補足説明をお願いします。
6番 井村悦丈 委員。

井村悦丈委員 6番 井村です。議案第1号1番の補足説明いたします。
○○○○さんは、娘さんのご主人に経営移譲するため、全ての農地を使用貸借する、ということでございます。
慎重審議、よろしく申し上げます。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号1番の質疑に入ります。発言はありますか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号2番、3番について、提案に関する補足説明をお願いします。
1番 長谷川裕見 委員。

長谷川委員 1番 長谷川です。議案第1号2番、3番の補足説明いたします。

2番〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、3番〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、ともに親で経営移譲に伴い、全農地を使用貸借していましたが、期間満了により使用貸借契約の更新をするものです。

慎重審議、よろしく申し上げます。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、質疑に入ります。発言はありますか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号4番について、提案に関する補足説明をお願いします。
2番 三好利和 委員。

三好委員 2番 三好です。議案第1号4番の補足説明いたします。
〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子です。経営移譲に伴い、全農地を使用貸借

していましたが、期間満了により使用貸借契約の更新をします。
慎重審議、よろしく申し上げます。

議長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号4番の質疑に入ります。発言はありますか。

「ありません」の声あり

議長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第1号5番について、提案に関する補足説明をお願いします。
10番 石橋信次 委員。

石橋委員 10番 石橋です。議案第1号5番の補足説明いたします。
〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、ご夫婦でございます。
この土地に関しましては、私の先輩にあたります新規就農しました〇〇〇〇さんが
持っていた土地でございます。
夢半ばにしてお亡くなりになりまして、その時相続人がいらっしゃらなかったという
事で、奥様の〇〇〇〇さんが買い受けたという事です。
土地についていた抵当権は、平成15年4月に解除されておまして、平成15年4
月に、売買で取得し利用しておるとい事です。
今回、〇〇〇〇さん名義の農地を〇〇〇〇さんが買い受けるという事です。〇〇〇〇
さんにつきましては、上富良野町のほか富良野市と中富良野町でも44haの農地で
水稲の耕作をしております。
今後も、水稲の作付をする、という事でございます。地図の方で言いますと面積の
大きい方が住宅周り 斜向かいの〇〇〇〇さんの敷地が有る所、狭い方は旧の〇〇〇
の周りでございます。
慎重審議、よろしく申し上げます。

議長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号5番の質疑に入ります。発言はありますか。

「ありません」の声あり

議長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 **程第4 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」**の件を議題といたします。
「議事参与の制限」の規定がありますので、議事に関する委員に退席を求め、審議を進めてまいります。
審議内容は、議事に関する委員が退席後に事務局が個別にご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により○番
○○○○ 委員の退席を求めます
(○番 ○○○○委員 退席)

議長 議案第2号1番を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号1番について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○ について同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求める。
平成25年2月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

○○○○さんは、親子で経営移譲に伴い、全農地を使用貸借していましたが、期間満了により使用貸借契約の更新をするものです。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。

以下、内容を朗読いたします。

議長 これをもって、提案に関する説明を終わります。
これより、議案第2号1番の質疑に入ります。発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議 長

これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第2号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
○番 ○○○○ 委員の退席を解きます。
(○番 ○○○○委員 着席)

議 長

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により○番
○○○○ 委員の退席を求めます
(○番 ○○○○ 委員 退席)

議 長

議案第2号2番を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事 務 局

議案第2号2番について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可
申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○ について同条第2項の規定に
基づき許可に可否について審議を求めます。
平成25年2月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満
たしていると判断されます。

○○○○さんは、親子で経営移譲に伴い、全農地を使用貸借していましたが、期間
満了により使用貸借契約の更新をするものです。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。

議 長

これをもって、提案に関する説明を終わります。
これより、議案第2号2番の質疑に入ります。発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議 長

これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第2号2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
○番 ○○○○ 委員の退席を解きます。
(○番 ○○○○ 委員 着席)

議 長 日程第6 議案第3号「富良野地区農業共済組合損害評価会委員の推薦について」
の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。上富良野町農業委員から次のとおり、富良
野地区農業共済組合損害評価会委員を推薦することについて審議を求める。
平成25年2月7日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。

今回の推薦は、損害評価会員の任期が平成25年3月31日に満了に伴う委員の選
任を行うものです。 以下、内容を朗読いたします。

議 長 これをもって、提案に関する説明を終わります。
議案第3号は、質疑を省略して採決をいたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第20回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

以上、報告1件、諮問1件、議案2件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午前10時47分

上記第20回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成25年2月7日

上富良野町農業委員会 中瀬 実 ⑩

上富良野町農業委員 白井 一宏 ⑩

上富良野町農業委員 井村 悦丈 ⑩